電波法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年九月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百九十七号

電波法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十六号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（電波法施行令の一部改正）

第一条　電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条を削る。

第十三条第一項中「第百三条の二第八項」を「第百三条の二第十項」に改め、同条第二項中「第百三条の二第八項」を「第百三条の二第十項」に、「金額については」を「金額は」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条中「第百三条の二第十二項」を「第百三条の二第十四項」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条中「第百三条の二第二十四項」を「第百三条の二第二十七項」に改め、同条を第十四条とし、第十六条を第十五条とする。

（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部改正）

第二条　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の表第四条第二号の項中「場合及び」を「場合並びに」に改め、同表第八十三条第二項並びに第百三条の二第十八項、第二十一項及び第四十項の項中「第百三条の二第十八項、第二十一項及び第四十項」を「第百三条の二第二十一項、第二十四項及び第四十三項」に改め、同表第百三条の二第十七項の項中「第百三条の二第十七項」を「第百三条の二第二十項」に、「第十一項」を「第十四項」に改め、同表第百三条の二第十八項の項中「第百三条の二第十八項」を「第百三条の二第二十一項」に、「第十一項」を「第十三項」に改め、同表第百三条の二第十九項の項中「第百三条の二第二十二項」に、「第十七項」を「第二十項」に改め、同表第百三条の二第二十項の項中「第百三条の二第二十三項」に改め、同表第百三条の二第三十九項の項中「第百三条の二第三十九項」を「第百三条の二第四十二項」に、「第十一項」を「第十三項」に改め、同表第百三条の二第四十項の項中「第百三条の二第四十項」を「第百三条の二第四十三項」に改め、同表第百三条の二第四十一項の項中「第百三条の二第四十一項」を「第百三条の二第四十四項」に、「第三十九項」を「第四十二項」に改め、同表第百三条の二第四十二項の項中「第百三条の二第四十二項」を「第百三条の二第四十五項」に、「第十五項」を「第十七項」に、「第十七項」を「第二十項」に改める。

附　則

この政令は、電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

総務大臣　新藤　義孝

内閣総理大臣　安倍　晋三

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年九月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百九十八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十七年一月一日とする。

国土交通大臣　太田　昭宏

環境大臣　石原　伸晃

内閣総理大臣　安倍　晋三

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年九月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百九十九号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号）の施行に伴い、並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第六号の二、第十七条第二項第二号及び第四号（これらの規定を同法第十七条の六において準用する場合を含む。）、第十七条の六並びに第十九条の二十一第一項並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第一項及び第三条第八項、同法附則第五条第二項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の五十八第三項並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第一条の十六を第一条の十七とし、第一条の十五を第一条の十六とし、第一条の十四を第一条の十五とする。

第一条の十三の前の見出しを削り、同条第二号中「第一条の十五」を「第一条の十六第二号」に改め、同条を第一条の十四とし、同条の前に見出しとして「（第一議定書締約国間における未査定液体物質の輸送）」を付する。